

川崎市立学校の市費負担教員の出産及び育児休業に伴う代替教員の臨時的任用
等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立学校の市費負担教員に係る産休代替教員及び育休代替教員の臨時的任用、勤務時間、給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 川崎市立学校に勤務する市費負担の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手をいう。
- (2) 産休教員 川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第12号。以下「勤務時間規則」という。）第8条及び別表第3の規定に基づく職員の出産に係る特別休暇（以下「出産休暇」という。）を受ける教員をいう。
- (3) 育休教員 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第2条第1項の規定に基づき育児休業をする教員をいう。
- (4) 産休代替教員 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号。以下「産休法」という。）第3条第1項の規定により臨時的に任用される教員をいう。
- (5) 育休代替教員 育休法第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される教員をいう。
- (6) 産休等教員 産休教員及び育休教員を総称する。
- (7) 産休等代替教員 産休代替教員及び育休代替教員を総称する。

(産休等代替教員の任用)

第3条 産休等代替教員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に規定する欠格事由に該当しない者で、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるもののうちから選考し、川崎市公立学校教職員採用候補者等の健康診断取扱い要綱（昭和55年8月1日付け、川崎市教育委員会教育長決裁）第2条に規定する健康診断において異常がない旨を確認の上、任用する。

- (1) 教諭及び養護教諭 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定により授与する各相当学校の相当普通免許状を有する者

(2) 実習助手 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは高等専門学校の第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると教育委員会が認める者

2 産休等代替教員の選考は、任用しようとする職に必要な職務遂行能力の有無について、面接、健康診断その他教育委員会が必要と認める方法により行うものとする。

(職名)

第4条 産休等代替教員の職は、次の表の産休等教員の職の区分に応じ、同表の産休等代替教員の職の欄に掲げる職とする。

産休等教員の職の区分	産休等代替教員の職
教諭、助教諭、講師	教諭
養護教諭、養護助教諭	養護教諭
実習助手	実習助手

(任用期間)

第5条 次の各号に掲げる産休等代替教員の任用期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 産休代替教員 女子教員の出産休暇の期間のうち、教育委員会が必要と認める期間

(2) 育休代替教員 教員の育児休業の期間のうち、教育委員会が必要と認める期間

(産休代替教員の任用期間の決定方法)

第6条 産休代替教員の任用期間は、前条第1号に規定する期間の開始日から出産予定日後4週間目に当たる日までの期間（以下「産前の任用期間」という。）の範囲内とする。ただし、産休教員の出産日以後の出産休暇に係る産休代替教員として任用する場合は、当該産休教員の出産日以後の出産休暇の期間の範囲内とするものとする。

2 産前の任用期間中に産休教員が出産しない場合（以下「出産遅延」という。）は、当該産休代替教員の任用期間を1月更新するものとする。

3 第1項又は前項に規定する産休代替教員の任用期間は、当該産休教員の出産を待って前条第1号に規定する期間の最終の日までの範囲内で更新するものとする。

(校長の意見具申等)

第7条 校長は、次の表に掲げる発令区分及び意見具申事由の欄の区分に応じ、産休等代替教員の任用その他の進退（以下「任用等」という。）に関する意見を教育委員会に申

し出ることができる。

発令区分		意見具申事由	様式	添付書類
任用	A	新たに産休代替教員として任用する場合	臨時的任用（産休等代替）教員任用等意見具申書（第1号様式）	出産予定証明書又はその写し
	B	新たに育休代替教員として任用する場合		母子健康手帳の出生届出済証明の写し
更新	C	出産遅延に伴い産休代替教員の任用期間を更新する場合		出産予定証明書又はその写し
	D	出産に伴い産休代替教員の任用期間を更新する場合		出産証明書又はその写し
	E	産休代替教員から引き続き同一の産休等教員に係る育休代替教員として任用期間を更新する場合		母子健康手帳の出生届出済証明の写し
	F	育児休業期間の延長又は再延長に伴い任用期間を更新する場合		母子健康手帳の出生届出済証明の写し
昇給	昇給させる場合	任用期間の定めのない常勤の教員の例による。		

（勤務時間等）

第8条 産休等代替教員の勤務時間、週休日、休憩時間、休息時間、休日、時間外勤務、週休日の振替え、休暇等については、次条に定めるもののほか、任用期間の定めのない常勤の教員の例による。

（年次休暇）

第9条 産休等代替教員の年次休暇は、その者の次の各号に掲げる継続勤務期間と任用予定期間を合計した期間（以下「継続勤務期間等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数とする。この場合において、勤務時間規則第6条第6項の規定を準用する。

- (1) その者の継続勤務期間等が6月以下の場合 当該継続勤務期間等が2月のときは2日、2月を超え6月以下のときは2日に2月を超える期間1月について1日を加算

した日数

(2) その者の継続勤務期間等が6月を超える場合 当該継続勤務期間等のうち、6月までの期間は6日、6月を超える期間は1年ごとに月数に1日をかけて得た日数（その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する休暇の日数（第4項の規定により繰り越された年次休暇の日数を除く。）に達しない場合は、同条に規定する基準に準ずる年次休暇の日数）

2 年次休暇の付与日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 前項第1号の場合 当該継続勤務期間等の初日

(2) 前項第2号の場合 当該継続勤務期間等のうち、6月までの期間に係る年次休暇にあつては当該継続勤務期間等の初日、6月を超える期間に係る年次休暇にあつては当該継続勤務期間が6月を超えた日から起算した1年ごとの期間の初日

3 第1項に規定する年次休暇（6月を超える期間に係るものに限る。）は、任用の日から起算して6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した者又は1年6月以上勤務し直前の1年間の全勤務日の8割以上出勤した者に対して与えるものとする。

4 産休等代替教員が1年6月を超えて継続勤務した場合において、当該産休等代替教員の継続勤務期間が6月を超えた日から起算した1年ごとの年次休暇の日数からその1年間に受けた年次休暇の日数（前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。）を差し引いた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）があるときは、当該産休等代替教員は、その日数を年次休暇としてその翌年に繰り越すことができる。

（職務に専念する義務の免除）

第10条 産休等代替教員の職務に専念する義務の免除については、任用期間の定めのない常勤の教員の例による。

（給与等）

第11条 産休等代替教員の給与（退職手当を除く。）及び旅費は、任用期間の定めのない常勤の教員の例により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、産休等代替教員に係る期末手当及び勤勉手当については、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年条例29号）第14条第4項（同条例第15条第4項で準用する場合を含む。）の規定は、適用しないものとする。

（辞職）

第12条 産休等代替教員が辞職をしようとするときは、原則として1月前までに辞職申出書（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、産休等代替教員の任用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

（旧取扱いの廃止）

2 臨時的任用教職員の給与等の取扱いについて（昭和53年9月4日付け53川教職第151号により依頼、昭和53年9月8日付け53川人委第206号により承認）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。